

別紙2 【(介護予防)訪問リハビリテーション料金表】

(令和6年6月1日現在)

●基本料金/(介護予防)訪問リハビリテーション費

		要介護度区分		備考
		要支援1・2	要介護1～5	
20分以上	利用料金	2,980円/回	3,080円/回	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合
	1割の場合	298円/回	308円/回	
	2割の場合	596円/回	616円/回	
	3割の場合	894円/回	924円/回	

●加算/介護予防訪問リハビリテーション

項目				備考
短期集中リハビリテーション実施加算	利用料金	2,000円/日		退院(所)・認定日から3月以内
	1割の場合	200円/日		
	2割の場合	400円/日		
	3割の場合	600円/日		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	利用料金	2400円/日		事業所の医師が認知症と判断した場合で、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院(退所)日または訪問開始日から3か月以内の期間に集中的にリハビリを実施した場合
	1割の場合	240円/日		
	2割の場合	480円/日		
	3割の場合	720円/日		
予防訪問リハ12月超減算(※)	利用料金	△300円/回		利用開始月の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合。
	1割の場合	△30円/回		
	2割の場合	△60円/回		
	3割の場合	△90円/回		
退院時共同指導加算	利用料金	6000円		事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合。初回の介入に1度だけ加算される。
	1割の場合	600円		
	2割の場合	1200円		
	3割の場合	1800円		
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	利用料金	△500円/回		事業所の医師が診療を行っていない場合。ただし、入院元の医師から情報提供を受けた場合は、退院後1ヶ月に限り減算が施行されない。
	1割の場合	△50円/回		
	2割の場合	△100円/回		
	3割の場合	△150円/回		

※補足) 予防訪問リハ12月減算: 定期的なリハビリ会議を行い継続的にリハビリの質を管理して厚生労働省に情報を提出した場合は、減算の対象外となります。

●加算/訪問リハビリテーション

項目			備考
短期集中リハビリテーション実施加算(※)	利用料金	2,000円/日	退院(所)・認定日から3月以内
	1割の場合	200円/日	
	2割の場合	400円/日	
	3割の場合	600円/日	
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	利用料金	1,800円/月	事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同しリハビリテーション会議を行い継続的にリハビリテーションの質を管理した場合
	1割の場合	180円/月	
	2割の場合	360円/月	
	3割の場合	540円/月	
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	利用料金	2,130円/月	①(イ)を満たす ②利用者毎のリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出しサービスの質を管理した場合
	1割の場合	213円/月	
	2割の場合	426円/月	
	3割の場合	639円/月	
事業所の医師が利用者または、その家族に説明した場合	利用料金	2,700円/月	①(イ)または(ロ)を満たす ②リハビリテーション計画について、医師が利用者又は家族に対して説明を行い、同意を得た場合
	1割の場合	270円/月	
	2割の場合	540円/月	
	3割の場合	810円/月	
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	利用料金	△500円/回	事業所の医師が診療を行っていない場合。ただし、入院元の医師から情報提供を受けた場合は、退院後1ヶ月に限り減算が施行されない。
	1割の場合	△50円/回	
	2割の場合	△100円/回	
	3割の場合	△150円/回	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	利用料金	2400円/日	事業所の医師が認知症と判断した場合で、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院(退所)日または訪問開始日から3か月以内の期間に集中的にリハビリを実施した場合
	1割の場合	240円/日	
	2割の場合	480円/日	
	3割の場合	720円/日	
退院時共同指導加算	利用料金	6000円	事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合。初回の介入に1度だけ加算される。
	1割の場合	600円	
	2割の場合	1200円	
	3割の場合	1800円	

※補足) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算: 加算は1週間で2日までを限度とします。短期集中リハビリテーション実施加算との併用は不可となります。

注) 法定代理受領サービスを受ける場合は、原則として利用料と加算の介護保険負担割合証の割合をお支払頂きます。

注) 法定代理受領サービスの限度額を超えるサービスは、利用料全額(自費)お支払い頂きます。

●交通費

交通費	天童市内	無料
	山形市・東根市・寒河江市・中山町・河北町	500円/日(税込)
	上記以外の地域	800円/日(税込)